

保険料の半額免除制度ができました

国民年金には、事故や病気などで働くことができない場合に、本人の申請により一定の基準に該当すれば保険料の全額を免除する制度や学生納付特例制度があります。

4月からは、これらのほかに、新たに半額免除の制度が加わりましたのでお知らせします。



半額免除制度とは

この制度は、保険料を全額納めることは困難でも、半額なら納めることができるという人の、将来受け取る年金額を少しでも増やすために設けられたものです。

免除を受けるための基準や申請方法などは次のとおりです。

- 半額免除の該当基準
- 申請者、配偶者、申請者の属す

る世帯の人すべてが次のア～エのいずれかに該当していることが必要です。

ア 前年の合計所得金額が次の額

以下であること（下表参照）

A + B + 68万円

A 市町村民税における控除額に相当する額（a～eで該当するものの合計額）

a 障害者1人につき27万円（特別障害者の場合40万円）

b 老年者50万円

c 専業主婦または専夫27万円（特別専婦の場合35万円）

d 勤労学生27万円

e 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額に相当する額、肉用牛の売却による事業所得にかかる控除額

B 所得税法における控除額に相当する額（a～eで該当するものの合計額）

a 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき48万円

b 特定扶養親族（16歳以上23歳未満の扶養親族）1人につき63万円

免除対象となる所得の目安

世帯構成	所得額（収入額）
標準4人世帯 （夫婦・子2人／ 子の1人は16歳以上23歳未満）	285万円程度 （424万円程度）
2人世帯（夫婦のみ）	172万円程度 （271万円程度）
単身世帯	85万円程度 （150万円程度）

c・a・b以外の扶養親族1人につき38万円

免除期間が 変わります

免除の申請は、前年の所得を確認する必要があるため、毎年度必要となります。平成14年度の保険料免除承認期間は、全額、半額免除とも4月から平成15年6月までの15カ月間となり、以降については7月から翌年の6月までの1年間となります。受け付けは毎年7月からです。

なお、学生納付特例の免除承認期間などは従前とおりです。

くわしくは保険年金課（☎201526）へ。

医療費が大きくなつたとき 高額療養費が支給されます

こんなときに支給

高額療養費は、国保加入者が一定額を超える自己負担分医療費を支払ったとき、申請して認められれば、限度額を超えた分が国保から支給されます。

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき
同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が左

上表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

自己負担の限度額（月額）

	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
一 般	63,600円 （医療費が318,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算）	37,200円
上位所得者	121,800円 （医療費が609,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算）	70,800円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

上位所得者とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯にあたります。

例：一般世帯で医療費が100万円（自己負担額は3割の30万円）かったとき

$$300,000円 - (63,600円 + 6,820円) \\ \uparrow (100万円 - 318,000円) \times 1\%$$

II

229,580円が高額療養費として払い戻されます

の超えた分が支給されます。
同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

同じ世帯内で同じ月内に3万円（住民税非課税世帯などは2万1,000円）以上の自己負担分医療費などを2回以上支払い、それらを合わせて上表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

12カ月間に4回以上高額療養費の支給を受けたとき

12カ月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたときは、上表の「限度額（4回目以降）」を超えた額が支給されます。

支給対象者には「該当通知書」を郵送します

高額療養費が支給される世帯には、受診した月から約3カ月後に「該当通知書」を郵送しています。この通知を受け取ったら、指定された期間内に、印鑑・医療費の領収書・病院などが発行したもの・該当通知書を持って、保険年金課で申請手続きをしてください。

くわしくは保険年金課（☎201526）へ。

消費生活相談 Q & A

ツーショットダイヤル料金の請求

Q 2年くらい前にツーショットダイヤルを利用し、料金を払ったはずなのに、未払い分と延滞金を合わせ、155,700円を請求されました。「早く支払わないと延滞金がかさむ。取り立て料も加算する」などと脅迫的な電話の請求が続きます。どうしたらよいのでしょうか。

A ツーショットダイヤルは、電話番号と暗証番号で登録し、匿名で利用できる電話情報サービスです。

利用した分が既に支払ってあれば、請求に応じる必要はありません。前に利用した人に「未払い分が

ある」などと言って、再度請求する例も見られます。この場合、根拠のある請求とは限らないので、業者の請求されるままに支払うのはやめましょう。

ツーショット業者から債権譲渡通知を文書で受けていない場合、債権回収業者からの請求に応じる必要はありません。二重三重払いの危険性があります。利用料のほかに高額な延滞料、調査料を請求されても登録時（契約時）に特約がない場合は、支払いに応じる必要はないでしょう。

脅迫的な内容で支払いを強要する電話は、テープに録音して警察に届



けることを勧めます。

また、最近携帯電話の受信メールを開いて、暗証番号を登録させられるケースもあります。見えない相手に、個人情報を教えるのはやめましょう。

くわしくは消費生活センター（☎23-1161）へ。

5月24日から10区画の受け付けを開始

市では、いづみ聖地公園で返還された墓地10区画について、5月24日(金)から申し込みの受け付けを行います。なお、期間内の申し込みが募集区画数を超えた場合は抽選になります。

申し込み要領は次のとおりです。

- 申し込みができる人「住民基本台帳または外国人登録原簿に登録され、市内に1年以上、5月1日現在(住んでいる人で、親族の焼骨と埋葬許可証を持つている人
- 申込場所「いづみ聖地公園管理事務所(東和泉655・☎362292)
- 申込方法「管理事務所に備え付けの用紙に必要事項を書いて同事務所へ
- 申込期間「5月24日(金)～26日(日)までの3日間
- 受付時間「午前9時～午後4時
注・26日(日)は午後3時まで
- 申込時に必要なもの「印鑑と埋葬許可証
- 募集区画数「4㎡芝生墓地8区画と4㎡普通墓地2区画



緑豊かで美しく整備されているいづみ聖地公園

画

- 区画の決定「募集区画数を超えた場合は抽選。抽選後、書類審査を行い、定められた区画番号順に使用区画を決定
- 抽選日と会場「5月26日(日)午後3時30分から・いづみ聖地公園管理事務所
- 料金の区分「墓地の使用にあたっては「永代使用料」と「管理料」を負担

○永代使用料：31万6,000円
43万6,000円(墓地により使用料が違います)

○管理料：芝生墓地は1年度分5,880円。6年度分前納は2万9,400円。普通墓地は1年度分3,360円。6年度分前納は1万6,800円。(単年または6年度分前納のいずれかを選択)

くわしくは環境衛生課(☎201531)へ。

建設リサイクル法

建物を解体するときは分別とリサイクルが必要

建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約2割を占め、全国で8,500万tで、東京ドームの約50杯分に相当します。さらに、産業廃棄物の最終処分場は残存容量が少なくなっており、建設廃棄物の再資源化がさらに重要になってきました。

そこで木材やコンクリートなどの建設資材について、再生資源の

有効利用と廃棄物の減量化のために、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』(略称・建設リサイクル法)が制定され、5月30日から施行されます。

この法律では、建物の新築、解体などで一定規模以上の工事を行うときは、分別解体とリサイクルが義務付けられ、これらの工事を始める7日前までに届け出が必要

今後は...

分別解体



分別

- ・コンクリート廃材
- ・アスファルト廃材
- ・廃木材

リサイクル

- ・再生砕石
- ・再生アスファルト
- ・木材チップ

になります。

届け出の窓口は、規模などに応じて市建築指導課または成田土木事務所となります。

くわしくは建築指導課(☎201564)へ。

相談日

諸証明書の交付

電話予約で 土・日にも受け取れます

市では、平日市役所へ来られない人のために、あらかじめ電話予約することにより、住民票や納税証明などの諸証明書類を、土曜日と日曜日に市役所の守衛室と中央公民館で交付しています。



予約の方法

電話で担当課に交付の予約をしてください。その際、受け取りに来る人・場所・時間（午前または午後）などをうかがいます。

● 受付日：月・金曜日・祝日、年末年始は除く

● 受付時間：午前8時30分～午後3時

交付の方法

● 交付日：土・日曜日

● 交付場所：市役所地下1階守衛室、中央公民館

市民相談所（☎ 20-1507）

市民（行政）相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談（家事・民事）

月・木曜日 9時～4時

7日（火）は6日（休）の振り替えで行います

法律相談（予約制）

水曜日 1時～4時

（裁判所で係争中の事件は除く）

人権・行政合同相談 22日（水）10時～3時

不動産相談 21日（火）10時～正午

税務相談 21日（火）10時～3時

外国人相談

9日（木）・23日（木）1時～4時

（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語）

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

28日（火）9時～4時

市民よろず相談 18日（土）1時～4時

会場 美郷台地区会館サークル室

商工観光課（電話は各相談室へ）

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

（☎ 22-1111・内線2724市役所2階相談室）

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

（☎ 22-1111・内線2725市役所2階相談室）

住宅相談 9日（木）10時～正午

（住宅の電気に関する相談も含む）

（☎ 22-2101・成田商工会議所）

パートサテライト（☎ 22-8281）

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター（☎ 23-1161）

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課（☎ 20-1526）

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課（☎ 20-1527）

交通事故相談 7日（火）10時～3時

社会福祉協議会（☎ 20-1574）

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 2日（木）・16日（木）9時～正午

高齢者福祉課（☎ 20-1537）

介護相談 9日（木）2時～4時

場所 在宅介護支援センター玲光苑

（☎ 24-2251）

児童家庭課（☎ 20-1538）

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課（☎ 20-1536）

戦没者遺族相談 27日（月）10時～3時

教育指導課（☎ 20-1582）

就学相談（予約制）月・火・木曜日 9時～5時

教育センター（☎ 20-6336）

教育相談（予約制）火曜日 9時～4時

教育相談室（☎ 28-3234）

（ニュータウンセンタービル6階）

教育相談 月～金曜日 10時～5時

（不登校相談も）

● 交付時間：午前8時30分～午後5時

交付できる書類

市民課 ☎ 1525

住民票、住所証明

税務課 ☎ 1513

納税証明、課税証明、所得証明

非課税証明、所得証明（児童手当・扶養手当・奨学金）、法人

住所証明、狩猟証明

資産税課 ☎ 20 1514

評価証明、評価通知、資産証明

公課証明、特定市街化区域農地

証明

交付を受けるときは、本人であることを確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）を持参してください。くわしくは担当課へ。

農業用廃材の処理

野焼きをせずに
リサイクルへ

ビニールハウスなどで不用になった、使用済みの農業用ビニール資材は産業廃棄物です。これらを野焼き・不法投棄することは法律で禁止されています。

成田市農業用廃プラスチック対策協議会では、これらの処分に困っている農家の委託を受けて、廃プラスチックのリサイクルをするために、毎年2回程度の回収を行っています。

回収を希望する農家や処分につてている農家は、事前に登録（委託）申し込みが必要となります。なお、委託する際にはリサイクルに適した荷造りルールをきちん



不用なビニールは捨てずにリサイクルへ

と守りましょう。
回収できる対象や時期などについては次のとおりです。

● 回収対象：農業用廃ビニール、農業用廃ポリエチレン、肥料袋（育苗箱・保温マット・あぜシートなどは回収対象外です）
● 回収時期：8月・12月予定
● 回収費用：1kg当たり10円（一部無料回収方式もあり）

登録申込書の請求は農政課（☎ 20 1541）へ連絡を。